

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート結果(令和3年7月実施)

※1 設問中に特に指定がない場合、「令和2年度の実績(令和3年3月31日現在)」の状況になります。

※2 四角内の数字は市町村数

※3 割合は54市町村を100%としたとき

問1. 貴市町村の窓口には住民等から市民後見人について問い合わせがありましたか。

8	1. ある	153	件数/年(合計)	46	2. ない→問4へ
	15%	(43市町村減)		85%	(43市町村増)

問2. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回答可)

4	1. 本人	3	2. 家族
	7% (23市町村減)		6% (42市町村減)
4	3. 地域住民	1	4. 民生委員
	7% (14市町村減)		2% (12市町村減)
0	5. 社協	1	6. 医療機関
	0% (増減なし)		2% (29市町村減)
3	7. その他		

7. とお答えの場合、具体的な相手方を御記入ください。

●介護事業所、地域包括支援センター●NPO法人、市民後見人、ケアマネージャー等

問3. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答可)

3	1. 市町村長申し立て	6	2. 制度の問い合わせ
	6% (35市町村減)		11% (41市町村減)

3. と回答の場合、具体的な相手方

●養成講座参加希望。講座開催予定の確認。

問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見人の養成に取り組んでいますか。

20	1. すでに研修を実施している → 問5へ	34	2. 取り組んでいない → 問10へ
	37% (1市町村増)		63% (1市町村減)

問5. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修はどのように行っていますか。

0	1. 担当課等で直接実施	18	2. 委託 委託先	市社協12件、NPO法人、権利擁護推進センター
	0% (増減なし)		33%	(増減なし)
1	3. 近隣市町村と合同で実施	0	4. 研修実施団体に希望者を派遣	
	2% (6市町村減)		0%	(増減なし)
1	5. その他			
	2%			(1市町村増)

5. とお答えの場合、具体的な実施方法を御記入ください。

●平成30年度から令和元年度の2カ年で市後見人養成講座及び現任訓練の実施  
 ※令和2年度は、コロナ禍のため養成講座は未実施とし、現任研修のみ実施  
 ●市社会福祉協議会において、平成28年度に実施(委託事業)

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート結果(令和3年7月実施)

問6. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成していますか。

- |    |                      |   |                      |
|----|----------------------|---|----------------------|
| 13 | 1. いる<br>24% (1市町村増) | 7 | 2. いない<br>13% (増減なし) |
|----|----------------------|---|----------------------|

2. と回答の場合、名簿を作成していない理由

●委託先にて管理 等

問7. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォローアップ研修等は行っていますか。

- |    |                         |   |                      |
|----|-------------------------|---|----------------------|
| 17 | 1. 行っている<br>31% (1市町村減) | 1 | 2. 検討中<br>2% (1市町村減) |
| 1  | 3. 予定はない<br>2% (増減なし)   |   |                      |

1. と回答の場合、事業内容

●市民後見人として、実際の後見業務にあたり、どのように被後見人等に関わっていくかを再確認する。  
●フォローアップの勉強会 ●法人後見支援員としての訪問活動・後見業務の実施に必要な知識、技能、論議等の習得を目的とした定期研修、事例検討 ●問6でセンターに登録した者に対しフォローアップ研修(勉強会、事例検討会等)を実施後、適任とセンターが判断した者に対し事務執行者として打診打診する。 ●成年後見制度等に関する最新の動向や安房地域での権利擁護に関する取り組み状況などの情報を提供すると共に、市民後見人としての質の向上と意欲の維持を図り、もって市民後見人の活動に必要な知識を学ぶ機会とする。 ●スキルアップ研修年2回以上、活動状況調査 ●成年後見人として必要な福祉サービス、関連法制度、相談援助技術に関する知識を得る、事例検討などで具体的な対応方法を学ぶ、他自治体との合同研修など

問8. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と協議を行っていますか。

- |   |                         |   |                       |
|---|-------------------------|---|-----------------------|
| 4 | 1. 行っている<br>7% (増減なし)   | 6 | 2. 検討中<br>11% (2市町村減) |
| 9 | 3. 予定はない<br>17% (3市町村増) | 1 | 4. その他<br>2% (増減なし)   |

3. 4. とお答えの場合、理由を御記入ください。

●市民後見人が受任できる案件や、市社会福祉協議会との複数後見を基本に活動していくことなどについて、過年度に協議し共通認識の共有を図っている。 ●専門職後見人に繋ぐ必要のあるケースが殆どであるため ●将来的に、個人として裁判所から後見人等に選任されること目指すが、現状ではセンター受託法人に属しての活動に限定しているため ●専門職後見人へつなぐケースが多いため ●市民後見人の選任については監督人となる社会福祉協議会と受任調整会議を開催し、判断しているため ●専門職後見人の選任が適当と思われるケースが多いため。

問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成数等、具体的な目標はありますか。

- |   |                    |    |                      |
|---|--------------------|----|----------------------|
| 4 | 1. ある<br>7% (増減なし) | 15 | 2. ない<br>28% (6市町村減) |
|---|--------------------|----|----------------------|

1と回答の場合、目標及び根拠等

●令和7年度までに市民後見人養成講座の修了生を70名にする。  
●平成25年に実施したニーズ調査において、成年後見制度の利用が必要な人数が158人であり、市民後見人1人あたり2名分の受付を想定し、80人を養成。  
●目標:3年ごとに15~30人養成根拠:市長申し立ての状況から年間5名~10名程度は市民後見人の活用が可能と想定しているため。当市では3年毎の養成を予定しているため。  
●R3年度若しくはR4年度中に市民後見人から後見人を1人でも選任

→ 問12へ

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート結果(令和3年7月実施)

問10. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について取組の検討会議等を行っていますか。(新規項目)

- |    |          |     |           |
|----|----------|-----|-----------|
| 4  | 1. 行っている | 30  | 2. 行っていない |
| 7% |          | 56% |           |

2. とお答えの場合、理由を御記入ください。

●成年後見も含めた利用促進についての検討もできていないため。●必要性は認識しているが、中核機関や協議会の設置についての検討を優先しているため。●担い手の養成まで手が回らないため。●市民後見のニーズを把握していない為。●小さな町であり、成年後見の相談も少なく、専門職の後見人で足りているため。●現在、市民後見人を立てるほど、申し立てを行う人数が多くないため、法人や専門職等に繋いで対応できている。今後の状況に合わせて検討を進めていきたい。●市民後見の需要がない為

問11. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理由はなんですか。一番近いものに○を付けてください。

- |     |                                |     |                          |
|-----|--------------------------------|-----|--------------------------|
| 12  | 1. 法人、専門職の後見人で足りている            | 4   | 2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない |
| 22% | (増減なし)                         | 7%  | (6市町村減)                  |
| 11  | 3. 研修を実施してもその後のバックアップ体制が整っていない | 6   | 4. 研修を委託できる団体がない         |
| 20% | (増減なし)                         | 11% | (6市町村減)                  |
| 6   | 5. その他                         | 0%  | (増減なし)                   |

1. と回答の場合、足りていると判断した理由

●市長申し立てをしても専門職の後見人がついており現状足りないと感じていない。●後見人申し立ての件数が少なく、市内の法人と連携し対応しているため。●現在のところ、そこまでの需要がなく、法人や専門職で足りていると考えられる。●小さな町であり、成年後見の相談も少ないため。●不足して困っていることがない。●被後見人の人数が少ないため(年1人程度)●相談等において専門職につなげられている為

2. と回答の場合、把握できていない理由

●他業務との兼務による人手不足●係るケースでは専門的知識を要するものが多い為●具体的な調査を実施していないため。

5. と回答の場合、具体的理由

●選任を行う家庭裁判所との協議も必要だが、そこまで至っていないため●令和3年3月31日時点で市内に法人後見受任団体がなく、現状では養成研修終了後に市民後見人の活動の場が十分ではないため。●担い手の養成まで手が回っていないため。●令和2年度については、コロナウイルスの影響により研修を行わなかった。●研修を実施するノウハウがない。●担い手養成まで手が回らない。

問12. すべての市町村にお尋ねします。市町村申し立てをしていますか。

- |     |         |         |         |     |          |
|-----|---------|---------|---------|-----|----------|
| 48  | 1. している | 54      | 件/年(合計) | 6   | 2. していない |
| 89% |         | (1市町村増) |         | 11% | (1市町村減)  |

2. とお答えの場合、理由を御記入ください。(例)要望がない

●令和2年度については要望がなかった。●要望がない

問13. 問12. で1.「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。

- |     |       |         |         |     |        |         |         |
|-----|-------|---------|---------|-----|--------|---------|---------|
| 23  | 1. 法人 | 93      | 件/年(合計) | 43  | 2. 専門職 | 310     | 件/年(合計) |
| 43% |       | (5市町村増) |         | 80% |        | (2市町村増) |         |
| 3   | 3. 市民 | 9       | 件/年(合計) | 4   | 4. その他 |         |         |
| 6%  |       | (1市町村増) |         | 7%  |        | (1市町村増) |         |

4. と回答の場合、具体的な後見人と件数

●家裁一任 22件●親族(1件)

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート結果(令和3年7月実施)

問14. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。

16	1. 基本計画策定済み	30%	(9市町村増)
29	2. 検討中	54%	(増減なし)
9	3. 予定なし	17%	(9市町村減)

3と回答した場合、理由

●内部で検討・調整出来ていないため●人的、金銭的、時間的余裕がないため。●担い手の養成まで手が回っておらず、計画策定にいたっていない。●設置の必要性を感じていない

問15. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。

6	1. 単独で設置している	11%	(2市町村増)	5	2. 連携して設置している	9%	(1市町村減)	近隣市・社協等
3	3. 令和3年度設置予定	6%	(2市町村増)	27	4. 検討中	50%	(1市町村増)	
13	5. 予定なし	24%	(3市町村減)					

5. とお答えの場合、理由を御記入ください。

●内部で検討出来ていないため●小さな町であり、関係部署で相談等に対応できているため。●設置の必要性を感じていない●町単独では難しいため。●地域包括支援センターの権利擁護業務で相談・支援を実施、町と連携し市町村申し立てに繋げているため●調整が済んでいない

問16. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。

9	1. 財政的支援	17%	(25市町村減)	13	2. 家庭裁判所との調整	24%	(18市町村減)
37	3. 最新の情報提供	69%	(4市町村増)	18	4. 他の自治体との協議の場の提供	33%	(16市町村減)
8	5. その他	15%	(7市町村増)				

1. とお答えの場合、地域支援事業及び市民後見推進事業以外に必要な支援を具体的に御記入ください。

●中核機関の設置運営に係る費用支援●県による市民後見人に対する報酬助成の実施。●事業を活用しても市の財政負担はあり、市の財政が厳しい自治体は積極的に取り組みにくい。●中核機関を社会福祉協議会に設置する場合の人件費への助成等。●中核機関運営のための委託費支援(主に、社会福祉士等の人件費)

2. とお答えの場合、具体的に御記入ください。

●家庭裁判所へ管轄内の市町村と積極的な連携をとるよう話をしていただきたい。(養成講座の講師の引き受け等)●家庭裁判所との勉強会等、定期的に広域で行えるよう調整をお願いしたい●情報の共有や意見交換の場の設定。

5. とお答えの場合、具体的に御記入ください。

●圏域の市町村と協議する場の調整と先進的な市町村のノウハウの伝達●市民後見人に関する研修の開催(養成研修をする際のポイント等に関する事、又養成後の市の関わり事例など)●カリキュラム等の養成講座の構成モデルの提案、講師派遣等●市民後見人に関する研修の開催(養成研修をする際のポイント等に関する事、又養成後の市の関わり事例など)●養成についての要望はありませんが、活用するにあたって家裁との調整や社会福祉協議会への研修など行ってほしい。●県主催の市民後見人養成研修の実施

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート結果(令和3年7月実施)

### 問17. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

- 市長申立て及び報酬助成要件について、県内の市町村で差が出ないように、調整が必要と感じる。
- 現状では、深刻な状況になってから相談につながる人が多いように感じている。
- 共生社会推進の観点からは、「支援」を前提とせず、認知症高齢者や障がい者が地域で参加できる環境整備を進める必要性を感じるが、成年後見制度に関しては手続きの煩雑さから専門職の関わりが多く、「どのように支援するか」に収斂される傾向にある。
- 成年後見人等の報酬助成や首長申立てにおいて、自治体によって事務の取扱い基準に差があるため、制度利用者及び制度利用が必要な方にとって、自治体によって差が生じてしまう。国の基本計画にもある全国どこでも必要な方が必要なときに制度を利用できる体制整備の実現には、このことが課題であると考えている。
- 市民や地域への制度の周知、地域連携ネットワークの構築、協議会設置の進め方  
報酬助成等増大する予算の確保 等
- 他機関との協議や連携
- 後見人への報酬助成制度について、制度の県内統一と財政支援を県に望みたい。
- 申立て書類が煩雑であること。申し立て手続きに時間がかかる。特に後見人が選出されてから支援が始まるまでが長い。
- 市民後見人養成講座を実施しているが、受任に向けた支援や体制が整っていない。
- 中核機関について、法人後見の受託の社会福祉協議会への委託ができればと考えているが、社会福祉協議会のマンパワーが不足しているとの話もあり、委託について具体的に話が進んでいない。
- 制度の理解について、専門職も含め理解の促進が必要。気軽に相談できる場所があると良い。どこに相談したらいいのかわからなく、手続きが難しい印象があり、申請しづらい。補助、保佐相当だと、どこまで本人の意思を尊重したら良いのか迷う部分がある。また、本人、家族の権利を制限する部分もあるため、具体的に問題が発生してからでないと第三者としては動きづらい部分がある。
- 認知症高齢者は高齢化に比例し増加していきなから成年後見を利用したい方は増加していく中で後見人お受けいただける方がなかなか難しい所がある。
- 成年後見制度について市民等に理解していただくための周知方法・専門職等の人材確保
- 日常生活自立支援事業とのから法人後見移行にあたり、実施機関である社会福祉協議会が法人後見未実施であることから、今後社会福祉協議会との連携が課題と考える。